

令和5年

第3回農業委員会全員協議会 議事録

(令和5年3月27日開催)

武蔵野市農業委員会

令和5年第3回農業委員会全員協議会 議事録

- 1 日時 令和5年3月27日（月曜日）午前9時30分
- 2 場所 武蔵野市役所西棟8階812会議室
- 3 協議・報告事項
 - (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（1件）
 - (2) 農業委員会による最適化活動の推進等について
 - (3) 認定農業者審査会について
 - (4) 農業委員行政視察の再開について
 - (5) その他 会議等日程
- 4 出席委員

1番	榎本一宏	君	2番	田中恒男	君
3番	榎本英明	君	4番	松本正人	君
5番	後藤幸治	君	6番	船木忠秋	君
7番	田邊安輝子	君	8番	櫻井義則	君
9番	北沢俊春	君	10番	下田誠一	君
11番	坂本和人	君	12番	大坂新一	君
13番	齋藤久枝	君	14番	大谷壽子	君
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員以外の出席者 なし
- 7 事務に従事した職員

局長	吉崎勝哉	君
係長	合田宇宏	君
主任	花木賢太	君
主任	森麻衣子	君

事務局長	ただいまより令和5年第3回農業委員会全員協議会を開催したいと存じます。 〔4月人事異動について情報提供〕 それでは、会長、お願いいたします。
会長	ただいまより、農業委員会全員協議会を開催いたします。マスクの着用は自己管理とさせていただきます。 本日は協議会ですので、会議の成立についての報告はありません。 欠席委員はおりません。 署名委員は、4番松本委員、5番後藤委員にお願いします。
会長	それでは、議事に入ります。 (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
5番 後藤委員	ご本人の立ち合いなしで現地確認を行った。露地栽培は柑橘系の栽培と春作の準備が行われ、ハウスでは植木の鉢物などが栽培されており、肥培管理は適正に行われていた。
会長	以上について、何かご質問等ございますか。 〔質疑応答なし〕
会長	続きまして、 (2) 農業委員会による最適化活動の推進等について 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長	以上について、何かご質問等ございますか。

12番 大坂委員	遊休農地と耕作放棄地の定義と、現地調査をするときにどのような点に着目すべきなのか、再確認したい。
事務局	農地パトロールで用いている農地判定基準（A～Eまでの5段階評価）を参考にさせていただくと良い。
9番 北沢委員	センサスで意味するところの耕作放棄地（5年以上経過しても耕作が行われていない）及び未利用地（1年以内に耕作する場合）と、ここでいう遊休農地の違いについて、きちんと農業会議に確認したほうが良い。遊休農地という言葉が安易に使われている傾向があると思う。
会長	耕作放棄地と遊休農地では意味合いが異なると考えている。農地法3条の改正については市街化区域外のことであり、耕作放棄地を指している。本改正は市街化区域内ではほぼ影響がない。少なくとも武蔵野市には遊休農地と耕作放棄地はゼロであると認識している。そのためのパトロールであり農業委員会であると思うので、東京都もそのあたりの判断は各行政に任せていると思われる。
9番 北沢委員	活動指針5ページ(5)④の未来に残す東京の農地プロジェクトにも、防災兼用農業用井戸の補助が謳われているが、納税猶予の畑に井戸を設置できないことについて、東京都は国に対して要望しているのかどうかを確認してほしい。
事務局	東京都から国へ要望している。農業会議が取りまとめて国と都へ要望しており、その回答についてはまだ返ってきていない。
9番 北沢委員	活動指針5ページ(6)①に「跡継ぎ」という言葉が出てくるが、ここでは「跡継ぎ」で間違いなのか、「後継ぎ」が正しいのか確認したい。
事務局	確認し、後日報告する。

※ここでは家業として農業を受け継ぐ者という意味であ

り、「跡継ぎ」の記載で間違いないことを会議後に確認した。

会長

続きまして、
（3）認定農業者審査会について
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

認定新規就農者について補足説明を願いたい。

事務局

認定新規就農者と認定農業者は名称が似ているが、まったく別の制度によるものとなる。認定新規就農者とは新たに農業経営を営もうとする人たちで特に「青年等」を対象にしている。農業経営を開始して5年以内という制限がある。認定を得ると公庫などから資金援助を受けられる。武蔵野市においては認定新規就農者の初めての事例ということで、要綱整備などもこれを機に行った。

会長

親元就農は対象外ということで良いか。親がやっていることとはまったく別の形態での就農であれば認められるということだったと思うが。

事務局

お見込みのとおり。ほかには18歳以上45歳未満または特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）などの年齢制限がある。

親元就農の場合は、親と全く異なる経営を行うことが要件となる。

認定新規就農者となった後、認定農業者へ移行することもあり得る。

確定申告など親とは別に行うことになる。

12番 大坂委員

認定新規就農者から認定農業者へ移行する際の要件は、経験年数なのか、所得なのか。

事務局

所得目標として年間300万円以上が見込める場合はいつでも移行できる。認定新規就農者は就農後5年間だけの期間限定であるので、認定新規就農者のうちに認定農

業者へ移行するか、いったん認定が切れた後に別の機会
で認定農業者となるかは本人の考え方による。

9番 北沢委員

認定新規就農者は補助が受けられるが、純粹に新たに
親元就農した場合は受けられる補助はないのか。

事務局

以前から国や都へも要望しているところである。

5番 後藤委員

今回の方は小金井で取得され武蔵野市でも取得されて
いる。農地の借入を増やしたいという意向を持っている
ようだが、さらに他市で借りた場合、一から認定新規就
農者としての認定が受けられるのか。

事務局

今回の申請者はアカデミー卒業の翌日が就農日とな
り、その日から起算して5年間の期限となる。そのた
め、今後他市で借り入れができたとしても認定新規就農
者としての期限は変わらない。

また、認定新規就農者には再認定という仕組みはな
く、就農後5年間に限った認定制度となる。

会長

続きまして、

(4) 農業委員行政視察の再開について
事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

会長

行政視察を再開してよろしいか。

[賛成、異議なしの声あり]

事務局

補足をします。予算は宿泊研修としての予算がついて
いるので宿泊を念頭にご検討ください。

会長

10月ころの実施でよろしいか。

[賛成、異議なしの声あり]

会長

続きまして、

(5) その他 会議等日程
事務局よりお願いします。

事務局

〔事務局説明〕

会長

最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

農地利用特別委員会の皆さまにつきましては、農家見学会の協議を行いますので、引き続きよろしく申し上げます。

ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前10時18分